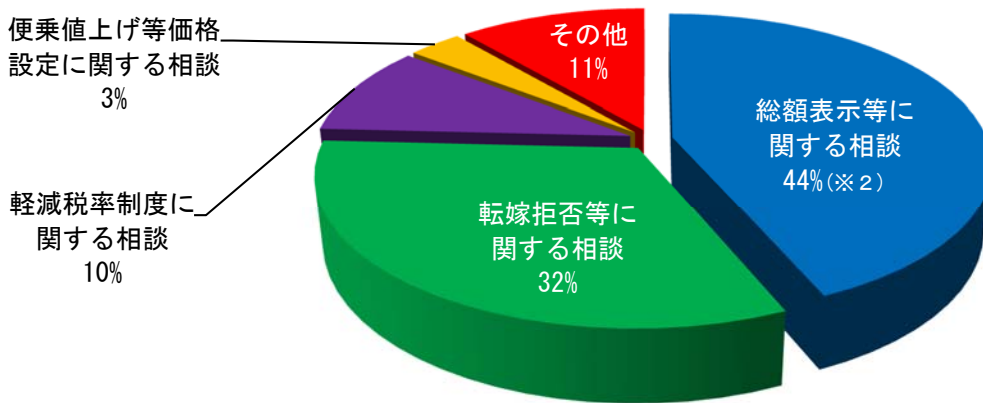


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 9 月（9/1～9/30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

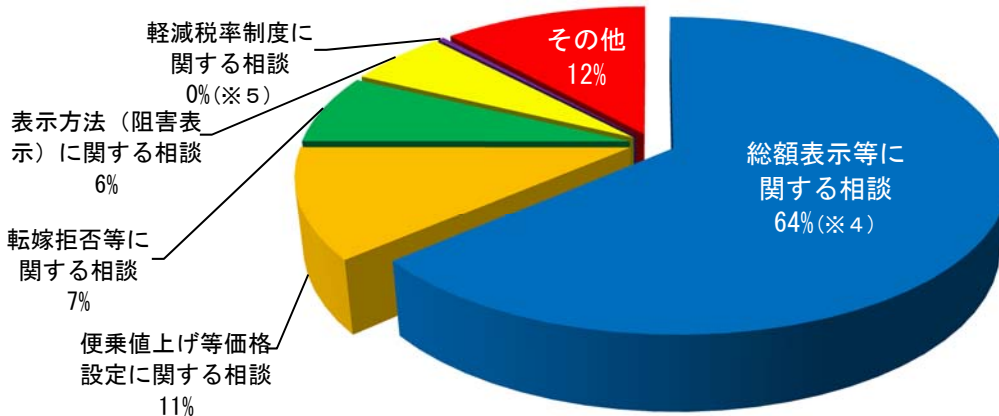
9 月の相談件数：電話 58 件、メール 4 件
【相談内容（全 62 件）の内訳（※ 1）】



※ 1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※ 2 うち総額表示に関する相談が 44%、消費税一般に関する相談が 56%

<参考> 平成 25 年 10 月から平成 28 年 9 月までのトータルの相談件数
電話 16,295 件、メール 1,827 件
【相談内容（全 18,122 件）の内訳（※ 3）】



※ 3 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 837 件

※ 4 うち総額表示に関する相談が 19%、消費税一般に関する相談が 81%

※ 5 軽減税率制度に関する相談の件数は 67 件（0.004%）

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。値札に 1,050 円(税込)と表記されていた商品を購入しようとしたところ、レジで 1,080 円請求されました。店に確認したところ、当該商品は消費税5%のときに仕入れた商品のため、販売の際に消費税上昇分の3%分を上乗せして請求したということでした。このような価格表示は認められるのでしょうか。

A. 課税事業者が消費者に対して商品を販売する際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品等に係る税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法により、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています(総額表示義務の特例)。

御相談のような商品等の表示価格が旧税率に基づく税込価格である場合は、例えば「旧税率(5%)に基づく税込価格を表示しているの、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった表示を消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に表示する必要がありますので、お手数ですが、誤認防止措置については最寄りの税務署に御相談ください。

なお、このような誤認防止措置が講じられていない場合には、消費税の総額表示義務に反することとなることのみならず、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認表示)を規制している景品表示法にも違反するおそれがありますので、お手数ですが、景品表示法については消費者庁に御相談ください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 事業用として駐車場を賃借している者です。消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ後も価格を据え置くことは買ったときに該当するということですが、貸主から価格を据え置いてもいいという意向が示された場合、合理的な理由になりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(借主)が、特定供給事業者(貸主)との取引において、消費税率の引上げ後も取引価格(税込価格)を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったとき」として問題となります。

特定供給事業者(貸主)から価格を据え置いてもいいという意向が示された場合であっても、周辺の賃料が客観的にみて下落しているなどの合理的な理由がない場合であれば、問題となります。

Q. 内税で業務委託契約をしている事業者です。8%から10%への増税を見越して、契約書に「税率の変更があっても業務委託料の変更はしません」という文言を入れることは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)との取引において、消費税率の引上げ後も取引価格(税込価格)を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったとき」として問題となります。

あらかじめ契約書に価格を据え置く旨の文言を入れたとしても、合理的な理由があることにはなりません。

Q. 地方公共団体に対しサービスを提供している事業者です。地方公共団体から「消費税分を値引きしてほしい」などと要請されることがあるのですが、地方公共団体によるこのような行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当します。地方公共団体は法人とされていますので、地方公共団体であっても、特定供給事業者(売手)と継続的な取引関係にあれば、特定事業者(買手)に該当します。

消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、特定供給事業者(売手)との取引において、消費税率の引上げ後も取引価格(税込価格)を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったとき」として問題となります。

また、特定事業者に該当しない場合であっても、各地方公共団体は、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組むことが求められています。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、総合相談センターに御相談ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。軽減税率対策補助金を受けるには、事業者が申請をする必要があるのでしょうか。

A. 複数税率対応レジの導入補助については、事業者が直接申請することも可能ですが、メーカー・販売店・ベンダー等の協力による代理申請(事業者を申請者とした申請の代理)を利用することも可能です。

受発注システムの改修等補助については、①改修等をシステムベンダー等に発注する場合は、請け負う指定事業者による代理申請(事業者を申請者とした申請の代理)となっており、②事業者自らパッケージ製品・サービスを購入し導入する場合は、事業者が申請をする必要がございます。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)を御覧いただくか、軽減税率対策補助金事務局コールセンター(0570-081-222)にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2610